

義務研修ニュース アーカイブ

研修所義務研修部会義務研修ニュース編集委員

(野田薫央, 緒方雅昭, 熊谷美和子, 杉村憲司, 松田七重)

(質問一覧)

義務研修全般

- Q1 これからは研修が義務になるのですか？
- Q2 いつから研修が義務化されるのですか？
- Q3 一体なぜ法律で弁理士に研修が義務化されたのですか？
- Q4 では、義務研修があるのは弁理士だけですか？
- Q5 誰が義務研修を受けるのですか？
- Q6 一体何を研修するのですか？
- Q7 どのくらい研修するのですか？
- Q8 最初の5年間の研修が終わったら義務研修は終わりですか？ それとも5年毎のサイクルで研修が続くのですか？
- Q9 最終年(5年目)に駆け込み受講が殺到するのでは？

講座関連

- Q10 どうやって研修を受講するのですか？
- Q11 eラーニングはパソコン上でコンテンツを見ているだけでいいのですか？
- Q12 座学だけで済ますことはできるのですか。又はeラーニングだけで済ますことはできるのですか？
- Q13 eラーニングの受講方法はこれまでと同じですか？
- Q14 義務研修はぜんぶ無料で受けられるのですか？
- Q15 座学の研修は、どのような時間帯に行われるのですか？ 仕事の都合で土曜日が日曜日がいいのですが？

免除等

- Q16 「免除・軽減」制度について具体的に教えて下さい。
- Q17 「免除」や「軽減」以外に研修単位に関する特別ルールはないのですか？

処分等

- Q18 受講期限に単位が不足していた場合の処分の流れは…？
- Q19 自分の受講期限を忘れそうで心配です。義務研修の受講期限が迫っている旨の通知等がされるのでしょうか？

その他

- Q20 eラーニングを受けるためのパソコン等の推奨環境は？
- Q21 パソコンを見られない人はどうすればよいのですか？
- Q22 新しい講座について要望を出すことはできますか？
- Q23 「検討会報告書」って何ですか？

- Q24 これから弁理士登録をする人はどうなるのですか？

はじめに

会員の皆様は、「義務研修ニュース」をご存知でしょうか？ 昨年の6月以降、研修所義務研修部会から約2ヶ月に1回の頻度で発行しているオレンジ色の既登録会員に対する継続研修(義務研修)に関する広報紙です。

「義務研修ニュース」は、本年4月から開始する継続研修(義務研修)制度の内容が会員に浸透していないことを鑑みて、極めて重要な継続研修(義務研修)の情報を研修所全体の「研修所NEWS」から独立して提供すべく発刊されました。編集作業は、研修所義務研修部会に所属する数名の会員で行っています。我々編集委員に入ってくる新情報も決して多くないのですが、入手できた情報の中から会員の皆さんに有益と思われる事項を少しでも分かり易くお伝えできるように鋭意頑張っています。

この「義務研修ニュース」では、毎回Q&A形式で、簡潔に継続研修(義務研修)のポイントをお知らせするようにしています。今回のパテントにおいて、これまで発行した「義務研修ニュース」第1号～第5号のQ&Aを再掲していただけることになりましたので、この機会に改めて継続研修(義務研修)制度の重要ポイントについてご確認頂ければ幸いです。なお、制度内容に変更点もあるため、今回の回答は平成20年2月現在の情報で改訂し、さらに会員から寄せられた新たな質問も若干追加しました。また、質問を「義務研修全般」「講座関連」「免除等」「処分等」「その他」の категорияに分類して整理をしました。

義務研修ニュース編集委員一同、本記事が会員の皆様の継続研修(義務研修)制度の理解の一助になることを願っております。

なお、本文中、既登録会員に対する研修である「継続研修」を通称の「義務研修」と称する場合がありますことをお断り致します。

義務研修 Q&A

～ パテント 2008 年 3 月号版 ～

義務研修全般

★ Q1 これからは研修が義務になるのですか？

☆ A1 はい、そうです。「弁理士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 12 日に第 166 回通常国会において成立し、平成 19 年 6 月 20 日に法律第 91 号として公布されました。改正弁理士法では、「弁理士の資質の向上」の担保等のため、既登録弁理士に対する継続研修（義務研修）の受講が規定されています（第 31 条の 2）。つまり、この研修は法律上義務付けられた研修であり、必ず受講しなければなりません。

★ Q2 いつから研修が義務化されるのですか？

☆ A2 平成 20 年 4 月 1 日からです。もう直前です。

★ Q3 一体なぜ法律で弁理士に研修が義務化されたのですか？

☆ A3 ユーザーから「弁理士間の能力や対応のばらつきが大きくなっている」、特許庁審査官から「弁理士が法令・審査基準の改訂等の内容を理解していない場合が少なくない」との指摘がされ、また、合格者増加によるサービスの質低下の懸念を受けて、経済産業省の産業構造審議会知的財産政策部会で対策が検討され、弁理士法の改正として成立しました。

★ Q4 では、義務研修があるのは弁理士だけですか？

☆ A4 公認会計士も法律上の義務研修制度があり（公認会計士法 28 条）、会則で罰則も規定されています。建築士は、改正建築士法で定期講習の義務化が予定されています。また、弁護士会や司法書士会では、会則等で倫理を除いて年間 12 単位の義務研修制度（罰則規定無し）があります。

★ Q5 誰が義務研修を受けるのですか？

☆ A5 原則として登録している全ての弁理士です。
（※ただし、後述する軽減・免除の場合を除く。）

★ Q6 一体何を研修するのですか？

☆ A6 大きく分けて「弁理士倫理」、「業務研修（必修）」及び「業務研修（選択）」の 3 つです。「業務研修（必

修）」には、産業財産権の法律改正、審査基準の改訂、条約、知的財産施策等の研修が含まれます。「業務研修（選択）」には、産業財産権に係る手続、外国出願関連業務、民法及び民事訴訟法、周辺法（著作権法、不正競争防止法、外国法等）、先端イノベーション、知財ビジネス関連等の研修が含まれます。なお、2008 年 2 月現在で具体的な講座名は未定です。

★ Q7 どのくらい研修するのですか？

☆ A7 5 年毎に 70 単位（70 時間）以上の受講が必要です。内訳は、弁理士倫理 10 単位、業務研修（必修＋選択）60 単位以上となります。なお、1 単位は、原則的に 1 時間です。また、70 単位を越えて受講することも可能ですが、超過単位を次の 5 年のサイクルに繰り越すことはできません。

★ Q8 最初の 5 年間の研修が終わったら義務研修は終わりですか？ それとも 5 年毎のサイクルで研修が続くのですか？

☆ A8 「5 年毎に 70 単位（時間）以上」ですので、6 年目以降も 5 年毎のサイクルで研修は続きます。

★ Q9 最終年（5 年目）に駆け込み受講が殺到するのでは？

☆ A9 システムのパンクで受講できなかったという事態が起こらないように、登録年度により既登録会員を 5 つのグループに分け、各グループの受講期限を 1 年ずつずらして設定し、システムがパンクしないための措置を図ります。なお、経過措置により、E グループを除いて最初の受講期限は 5 年間よりも短い期間となり、受講単位も期限に応じて少なくなります。（※注：経過措置の単位数は、義務研修ニュース Vol.2 でお知らせした単位数から変更されています。）

A グループ：2009 年 3 月末までに「14 単位」以上
B グループ：2010 年 3 月末までに「28 単位」以上
C グループ：2011 年 3 月末までに「42 単位」以上
D グループ：2012 年 3 月末までに「56 単位」以上
E グループ：2013 年 3 月末までに「70 単位」以上

※注意！：義務研修ニュース Vol.2 でお知らせした単位数から変更されています。

【所属グループ早見表】

Gr.	登録年度	弁 理 士 登 録 番 号
A	xxx 3	5620～5642, 6013～6049, 6615～6723, 7697～7835, 8927～9073, 10371～10526, 12732～13284
	xxx 8	5009～5224, 5799～5850, 6250～6309, 7134～7240, 8341～8463, 9616～9747, 11184～11371
B	xxx 4	5643～5656, 6050～6090, 6724～6811, 7836～7955, 9074～9193, 10527～10667, 13285～13880
	xxx 9	5225～5415, 5851～5895, 6310～6375, 7241～7358, 8464～8580, 9748～9897, 11372～11611
C	xxx 5	5657～5663, 6091～6139, 6812～6909, 7956～8082, 9194～9333, 10668～10830, 13881～14560
	xxx 0	5416～5510, 5896～5940, 6376～6472, 7359～7460, 8581～8700, 9898～10062, 11612～11911
D	xxx 6	4375～4688, 5664～5725, 6140～6185, 6910～6994, 8083～8222, 9334～9462, 10831～10996 14561～15185
	xxx 1	5511～5573, 5941～5974, 6473～6529, 7461～7573, 8701～8815, 10063～10219, 11912～12283
E	xxx 7	4689～5008, 5726～5798, 6186～6249 ,6995～7133, 8223～8340, 9463～9615, 10997～11183, 15186～15316
	xxx 2	5574～5619, 5975～6012, 6530～6614, 7574～7696, 8816～8926, 10220～10370, 12284～12731

【グループ別受講期限表】（年度単位）

Aグループ：2009年3月末までに「 <u>14単位</u> 」以上
Bグループ：2010年3月末までに「 <u>28単位</u> 」以上
Cグループ：2011年3月末までに「 <u>42単位</u> 」以上
Dグループ：2012年3月末までに「 <u>56単位</u> 」以上
Eグループ：2013年3月末までに「 <u>70単位</u> 」以上（Eグループは経過措置なし）

講座関連

★ Q10 どうやって研修を受講するのですか？

☆ A10 原則的に、「座学（集合研修）」又は「eラーニング」での研修となります。座学の会場は、東京、大阪、名古屋を中心に、受講希望者の希望や人数に応じて、各支部において開催を予定しています。弁理士倫理は、eラーニング5単位（時間）＋座学5単位（時間）の計10単位（時間）です。なお、倫理研修の座学は、原則として受講期間の最終年度に受講し（上記表の※印）、倫理研修のeラーニングは、座学の受講までに受講します。

★ Q11 eラーニングはパソコン上でコンテンツを見ただけでいいのですか？

☆ A11 各章の最後に効果確認テストが出題され、一定の正答率で次の章に進むことができます。そして、全ての効果確認テストに合格すると、当該コンテンツ（科目）の履修終了となります。ちなみに、効果確認テストは何回でも受け直す

ことができます。なお、座学の効果確認は講師に委ねられますが、原則的に出欠による管理となります。

★ Q12 座学だけで済ますことはできるのですか。又は、eラーニングだけで済ますことはできるのですか？

☆ A12 倫理研修は、eラーニング5単位（時間）＋座学5単位（時間）ですので、eラーニングと座学の両方を受講する必要があります。一方、業務研修（必修又は選択）は、全てを座学またはeラーニングで履修することも可能です。ただし、会場の収容人数や同時アクセス可能人数の問題等もありますので、研修所としては、eラーニングを中心に両者をバランスよく受講することをお勧め致します。

★ Q13 eラーニングの受講方法はこれまでと同じですか？

☆ A13 平成20年4月から新たに稼働予定の「弁理

士義務研修支援システム」にログインしてeラーニングを受講します。当該システムにより、座学を含めたご自身の受講管理が可能です。なお、基本的な操作は従来までのeラーニングと大きく変わりませんが、詳細について別途操作マニュアルを配布する予定です。

★ Q14 義務研修はぜんぶ無料で受けられるのですか？

☆ A14 倫理研修及び業務研修（必修）は、原則的に無料です。業務研修（選択）は、従来の会員研修と同様に、有料の場合と無料の場合があります。

★ Q15 座学の研修は、どのような時間帯に行われるのですか？ 仕事の都合で土曜日か日曜日がいいのですが？

☆ A15 科目によっては、平日以外の土曜日や日曜日にも開催する予定です。

免除等

★ Q16 「免除・軽減」制度について具体的に教えてください。

☆ A16 以下①～⑤の事由により、研修期間（5年間）を通じて弁理士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合に、申請により「免除」が認められます。

- ①負傷又は疾病のための療養
- ②国会議員又は地方公共団体の議会の議員
- ③国又は地方公共団体に常勤する
- ④非居住者（所得税法2条1項5号）

※居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する）以外の個人。

- ⑤その他弁理士としての業務を行わないことが相当と認められる場合

（例：大学教員としての職務に専念、出産・育児・介護、満年齢で80歳等）

また、上記事由により5年未満業務を行わない場合や5年の途中から業務を行わない場合には、業務を行わない期間に応じ、申請により研修単位の「軽減」が認められます。

業務を行わない期間	軽減される単位数
研修期間の1/10以上1/5未満	7単位
研修期間の1/5以上3/10未満	14単位
研修期間の3/10以上2/5未満	21単位
研修期間の2/5以上1/2未満	28単位
研修期間の1/2以上3/5未満	35単位
研修期間の3/5以上7/10未満	42単位
研修期間の7/10以上4/5未満	49単位
研修期間の4/5以上9/10未満	56単位
研修期間の9/10以上	63単位

★ Q17 「免除」や「軽減」以外に研修単位に関する特別ルールはないのですか？

☆ A17 以下の場合に、当該科目を受講したものとみなされて、一定の研修単位が「みなし付与」されます。ただし、委員会への出席等は対象外です。なお、2008年2月現在で具体的な認定外部機関は未定です。

- ①日本弁理士会があらかじめ認定した外部機関の研修を受講

※上限30単位（うち、特定侵害訴訟代理における能力担保研修の受講10単位）

- ②研修の講師を行う ※上限10単位

- ③研修科目に関連する著作を行う

※5,000字を1単位とし、上限10単位

- ④弁護士（所定の科目） ※上限10単位

処分等

★ Q18 受講期限に単位が不足していた場合の処分の流れは…？

☆ A18 まず、継続研修（義務研修）を無事終了した会員には、受講期限から2ヶ月経過後に受講終了証が発行されます。一方、受講期限から2ヶ月経過後に必要な単位数が不足している、又は業務研修（必修）の受講が確認できない会員に対しては、3ヶ月以内に受講するように勧告を行います。そして、勧告の期限を経過しても是正されない場合には、処分予定通知が送付され、1ヶ月以内に受講するように促します。さらにこの期限を経過しても是正されない場合には、義務研修（継続研修）を未受講である旨を日本弁理士会のホームページで公表し、内容に応じた処分（戒告・業務停止等）を行うことが予定されています。

★ Q19 自分の受講期限を忘れそうで心配です。義務研修の受講期限が迫っている旨の通知等がされるのでしょうか？

☆ A19 受講期限の最終年に受講する倫理研修(座学)の案内を送付する際に、それまでの受講履歴を通知する予定です。また、eラーニングを受講するための「弁理士義務研修支援システム」にログインすれば、座学も含めて自分の受講履歴や所属グループが確認できます。また、単位が不足したまま受講期限を経過した場合は、受講勧告、及び処分予定通知により不足単位等が通知されます。

その他

★ Q20 eラーニングを受けるためのパソコン等の推奨環境は？

☆ A20 以下が基本的な推奨環境となります。

<ハードウェア>

CPU：Pentium III 600MHz 相当必須 (1GHz 相当以上推奨)

メモリ：384MB 必須 (XP SP2 では、1GB 以上推奨)

※ Vista home basic は、Pentium III 800MHz 相当必須、512MB 必須。

※それ以外の Vista は、Pentium III 1GHz 相当必須、1GB 必須。

<ソフトウェア>

OS：Windows2000 SP4 / XP SP2 / Vista

※マック OS には対応していません。

ブラウザ：Internet Explorer6.0 / 7.0

<接続環境>

ブロードバンド (CATV, ADSL, 光ファイバー等)

※ ISDN は未対応。

※なお、推奨環境の詳細は、義務研修ニュース Vol.4 (08年1月号) をご覧下さい。

★ Q21 パソコンを見られない人はどうすればよいのですか？

☆ A21 座学に出席していただくことが原則ですが、eラーニングの放映会 (パソコン画面を会場で

放映する) 等の措置を予定しています。また、ブロードバンドで接続できない会員向けに、eラーニング講座の CD-ROM の貸し出し (有償) も予定しています。Windows パソコンをお持ちで無い方は、この機会に購入されることをご検討下さい。

★ Q22 新しい講座について要望を出すことはできますか？

☆ A22 是非ご提案下さい。日本弁理士会事務局研修課にお知らせいただければ、研修所コンテンツ部会で検討して、新しい講座を実施する際の候補とさせていただきます。

★ Q23 「検討会報告書」って何ですか？

☆ A23 特許庁において、平成 19年 6月 から 8月 まで、日本弁理士会からの 2名 を含む複数の外部有識者が参加して「弁理士登録前の実務修習」及び「既登録弁理士の継続研修」の制度設計について検討が行われました。この検討内容が「弁理士の実務修習制度等に関する検討会報告書」として平成 19年 11月 に公開されています。詳細は以下の URL でご覧下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/benrиси_kentoukai.htm

★ Q24 これから弁理士登録をする人はどうなるのですか？

☆ A24 実務修習制度が導入され (弁理士法第 16条の 2)、平成 20年 10月 1日 から施行されます。平成 20年 9月 30日 までに弁理士になる資格を有するに至っていない人は、弁理士登録の条件として実務修習が義務付けられ、登録後は継続研修 (義務研修) を受けなければなりません。

義務研修に関するお問い合わせ先：

日本弁理士会事務局研修課

FAX：03-3581-1205

e-mail：gimu@jpaa.or.jp

(原稿受領 2008.2.12)